

＜商店街活性化・観光消費創出事業＞ Q & A

令和2年3月11日追記

I 補助対象者、補助事業実施場所について

1 単独の商店街等組織は対象となりますか

単独の商店街等組織は対象となります。
本補助金の対象は①商店街等組織、②商店街等組織と民間事業者との連携体です。

2 対象となる民間事業者とはどのような組織ですか

定款等に代表者の定めがあり、財産の管理等を適正に行うことができる者であって、まちづくり会社、DMO（Destination Management Organization）等のまちづくりや商業活性化の担い手として事業に取り組むことができる者です。

なお、まちづくりや商業活性化の担い手として事業に取り組むことができる者かどうかについては、これまでの取組内容や事業計画等から判断することとなります。

3 単独の民間事業者は対象となりますか

単独の民間事業者は対象となりません。
本補助金の対象は①商店街等組織、②商店街等組織と民間事業者との連携体ですので、民間事業者については、商店街等組織との連携体であれば対象となります。

4 商店街組織、民間事業者は設立して間もない場合も対象となりますか

法人組織の場合、設立して間もない場合であっても対象となります。
なお、任意団体の場合には、原則、応募申請時において、設立（結成）後1年以上を経過していることが必要です。

5 共同店舗やテナントビルは対象となりますか

小売業・サービス業等を営む者の店舗等が主体となっているものであって、構成する店舗の多くが中小企業者であり、そのうえで、申請者が定款等により代表者の定めがあり、財産の管理等を適正に行うことができる者であって、商店街等組織としての役割を担っていると認められる組織である場合は、対象となります。

なお、商店街等組織としての役割を担っていると認められるかについては、これまでの取組内容や事業計画等から判断することとなります。

6 温泉街や飲食店街は対象となりますか。

小売業・サービス業等を営む者の店舗等が主体となって街区を形成しているものであって、構成する店舗の多くが中小企業者であり、そのうえで、申請者が定款等により代表者の定めがあり、財産の管理等を適正に行うことができる者であって、商店街等組織としての役割を担っていると認められる組織である場合は、対象となります。

なお、商店街等組織としての役割を担っていると認められるかについては、これまでの取組内容や事業計画等から判断することとなります。

7 問屋街や市場は対象となりますか

開場時間が極めて限定的でなく、構成する店舗の多くが中小企業者であり、社会通念上消費者のまとまったショッピングの場として認識されている区域であって、そのうえで、申請者が規約等により代表者の定めがあり、財産の管理等を適正に行うことができる者であって、商店街等組織としての役割を担っていると認められる場合は、対象となります。

なお、商店街等組織としての役割を担っていると認められるかについては、これまでの取組内容や事業計画等から判断することとなります。

8 スタンプ会やまちづくり協議会等は対象となりますか

構成者の多くが中小企業者であり、商業振興や地域振興を目的とした取組をおこなっている等、商店街等組織としての役割を担っていると認められる場合は、商店街等組織として対象となります。

なお、商店街等組織としての役割を担っていると認められるかについては、これまでの取組内容や事業計画等から判断することとなります。

また、民間事業者に求められる機能を有している場合には、民間事業者として商店街等組織と連携することで対象となります。

9 商工会、商工会議所は対象となりますか

一定の商業集積がある地域において他に商店街組織が存在せず、商工会、商工会議所が商店街等組織としての役割を担っていると認められる場合、もしくは複数の商店街等組織を束ねて事業を行う場合は、商店街等組織として対象となります。

なお、商店街等組織としての役割を担っていると認められるかについては、これまでの取組内容や事業計画等から判断することとなります。

また、民間事業者に求められる機能を有している場合には、民間事業者として商店街等組織と連携することで対象となります。

1 0 中小企業者の定義とはどのようなものですか

中小企業者の定義は下記のとおりとなります。

(業種：従業員規模・資本金規模)

製造業・その他の業種：300人以下又は3億円以下

卸売業：100人以下又は1億円以下

小売業：50人以下又は5,000万円以下

サービス業：100人以下又は5,000万円以下

※詳しくは、中小企業庁 HP でも確認いただくことが出来ます。

<http://www.chusho.meti.go.jp/soshiki/teigi.html>

1 1 経営赤字の商店街組織や民間事業者でも対象となりますか

事業遂行能力の観点から審査によって適否を総合的に判断します。

なお、倒産手続きに入っている場合は対象となりません。

1 2 事業に係る費用を民間事業者のみで負担することは可能ですか

商店街等組織と連携体を構成し、補助事業における民間事業者の役割等から連携体としての実態（単に企画・調整といった関与だけでなく、商店街側の効果を取り込むための積極的な取組があるのか等）が認められる場合には可能です。

また、当該事業における商店街等組織の役割等から、事業主体としての実態が認められる必要があります。

1 3 事業実施場所が商店街区域以外でも対象となりますか

商店街等にインバウンドや観光等によって地域外や日常の需要以外から新たな需要を取り込み、当該商店街等の消費の喚起（売上高増加等）が充分に見込まれる事業であれば、実施場所が商店街区域外であっても認められる場合があります。

II - (i) 消費創出事業について

1 消費創出事業を単独で申請することは可能ですか

消費創出事業を単独で申請することは出来ません。消費創出事業の効果を高めるため、すべての補助事業者において、消費創出事業の実施に先立って専門家派遣事業を実施することが必要です。

2 消費創出事業の開始の通知を受ける前であっても、事業着手することは可能ですか

消費創出事業の実施の通知を受ける前に事業着手することはできません。消費創出事業の開始の通知を受ける前に締結した契約に基づく費用については、補助対象外となります。

3 10月1日以前に、消費創出事業に着手することができないのですか

消費創出事業の事業開始時期は原則として10月1日以降とします。ただし、同日以降に消費の取込を行うことができるよう、施設整備や事前の準備行為等を伴うものについてのみ同日以前に事業を開始できるものとします。

その場合においても、消費創出事業の実施の通知を受けた後に事業の開始が可能となります。

さらに、イベントの実施及び整備した施設・設備の使用収益の開始等は同日以降とします。

例1：施設を整備して10月1日以降に消費を取込む事業の場合、消費創出事業の開始の通知を受けた後であれば、10月1日以前から工事等の整備が可能。

例2：10月1日以降に消費を取込むイベントを開催する場合、消費創出事業の実施の通知を受けた後であれば、同日以前からイベントの開催準備実施、広報媒体の作成、広報活動の実施が可能。

なお、消費創出事業の実施の通知を受けた後であれば、10月1日以前であっても、締結した契約等に基づき支払った費用については補助対象となります。

4 インバウンドを対象とした事業のみが対象となるのでしょうか

地域外や日常の需要以外から新たな需要を取り込みで消費の喚起につながる事業であれば、インバウンドに限らず対象となります。

5 イベント事業は補助対象になりますか

イベント事業は補助対象となります。ただし、イベント事業のみならず、設備の整備事業等と一体的に取り組むなど、地域外や日常の需要以外から新たな需要を取り込み、消費の喚起につなげる相乗効果を発揮させることが重要です。

6 アーケードの整備や撤去は補助対象になりますか

アーケードの整備等を伴う事業が、地域外や日常の需要以外から新たな需要を取り込み、消費の喚起につながる事業として説明可能である場合には対象となります。

7 防犯カメラ、街路灯の整備は補助対象になりますか

防犯カメラや街路灯の整備を伴う事業が、地域外や日常の需要以外から新たな需要を取り込み、消費の喚起につながる事業として説明可能である場合には対象となります。

8 外国人観光客を呼び込むための「デジタルサイネージ」の設置は補助対象になりますか

「デジタルサイネージ」の設置を伴う事業が、地域外や日常の需要以外から新たな需要を取り込み、消費の喚起につながる事業として説明可能である場合には対象となります。

9 広報・プロモーション事業（ホームページの作成やアプリの開発等）は補助対象になりますか

広報・プロモーション事業（ホームページの作成やアプリの開発等）が、地域外や日常の需要以外から新たな需要を取り込み、消費の喚起につながる事業として説明可能である場合には対象となります。

10 商店街体験ツアーの開発は補助対象になりますか

商店街体験ツアーの開発を伴う事業が、地域外や日常の需要以外から新たな需要を取り込み、消費の喚起につながる事業として説明可能である場合には対象となります。

11 古民家等歴史的建造物の機能維持のための修繕や耐震補強のための改造は補助対象になりますか

古民家等歴史的建造物の機能維持のための修繕や耐震補強のための改造を伴う事業が、地域外や日常の需要以外から新たな需要を取り込み、消費の喚起につながる事業として説明可能である場合には対象となります。

12 駐車場・駐輪場の整備は補助対象になりますか

駐車場や駐輪場の整備を伴う事業が、地域外や日常の需要以外から新たな需要を取り込み、消費の喚起につながる事業として説明可能である場合には対象となります。

1 3 消費税還元セールは補助対象となりますか

セールの開催を伴う事業が、地域外や日常の需要以外から新たな需要を取り込み、消費の喚起につながる事業として説明可能である場合には対象となります。

ただし、消費税転嫁対策特別支援措置法により「消費税はいただいていません」「消費税還元セール」など、消費税と直接関連した形で宣伝・広告は禁止されており、「10月1日以降2%値下げ」などの表示で値下げすることは認められています。

1 4 イベント事業を中止した場合の準備費等は補助対象となりますか

中止当日にかかる費用（キャンセル料等）は補助対象となりません。当該イベントを延期した場合、延期した開催日のイベント開催費用及び中止した日程のために準備していた備品等のうち、延期して開催した日程に使用したものと考えられる費用については補助対象となります。

なお、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、やむを得ずイベント事業を中止する場合は、所定の手続きを経た上で、イベント準備費用及びキャンセル料等が補助対象となることがあります。詳しくは所轄の経済産業局にお問合せください（令和2年3月10日追記）。

II - (ii) 専門家派遣事業について

1 専門家派遣事業を単独で申請することは可能ですか

専門家派遣事業を単独で申請することは出来ません。専門家派遣事業は消費創出事業の効果を高めるための事業であり、専門家派遣事業を実施した後に消費創出事業を実施することが必要です。

2 専門家リストから選択せず、独自で専門家を選択することは可能ですか

独自で選択することは可能です。その場合、専門家が要件を満たすものであるか審査委員会にて審査を行い、不相当と認められる場合は、専門家リストから選択するように、専門家の変更を求めることがあります。

3 専門家派遣事業の専門家から、補助事業の応募申請書の作成のアドバイスをいただくことは補助対象になりますか

専門家派遣事業は、応募申請が採択され、交付決定を受けた案件について、消費創出事業の事業計画や補助事業後取組計画に対して、指導・助言を得て、消費喚起効果

や実効性を高めるための事業です。補助対象となるのは交付決定後に発生する費用になりますので、交付決定前に行う応募申請書の作成は補助対象になりません。

4 専門家派遣事業の専門家からは、事業計画の段階だけでなく、事業実施後もアドバイスをいただくことが可能でしょうか。

採択され、交付決定を受けた内容の範囲内であって、事業実施期間中であれば可能です。

5 専門家派遣の回数に上限はあるのでしょうか

採択され、交付決定を受けた内容の範囲内であって、事業実施期間中の実施であれば、専門家派遣の回数に上限はありません。

6 専門家の人数に上限はあるのでしょうか

採択され、交付決定を受けた内容の範囲内であれば、専門家の人数に上限はありません。

7 専門家の「同意書」がないと対象とならないのですか

「同意書」がない場合は書類不備となり対象にはなりません。専門家派遣事業は、消費創出事業等の効果を高めるために指導・助言を受ける事業であり、採択の審査において、どの専門家から指導等を受ける予定であるのか、どのように効果を高めるのかについては重要な情報となりますので、提出を必須としています。

なお、採択され、交付決定を受けた後に補助事業者から委嘱依頼し、これに対して応じる回答があった日を契約日とするため、同意書をもって発注をしたということにはなりません。

8 消費創出事業の事業計画の消費喚起効果や補助事業後取組計画の実効性を高める事業とは、具体的にどのような事業なのでしょうか

実施する事業の分野に対して専門的な知見を有する専門家との間で、現状について認識を共有したうえで、問題や課題点の指導を受け、改善を検討するなど、申請者と専門家との間でやり取りを行っていただき、より実効性を高めていく事業が考えられます。

9 過去に直接、商店街の事業にかかる指導・助言に関する契約実績のある専門家に依頼する場合、過去の契約では時間単価を定めていないときは、どのように謝金単価の上限が計算されるのでしょうか

1回 = 1日と換算して、1日 = 4時間と換算して時間単価を算出の上、補助対象経費となりうる謝金単価の上限が計算されます。

Ⅲ 補助対象経費、補助金額について

1 応募時の要望金額がそのまま補助されるのですか

採択に当たっては、経費の妥当性も審査の対象となりますので、必要な経費を精査したうえで申請してください。

また、採択された場合においても、予算の都合等により要望金額が減額される場合があるほか、経費の内容を精査した結果、交付決定、確定時に補助金額が減額される場合があります。

2 光熱水費、プロバイダ契約料・使用料、回線使用料は補助対象となりますか

補助対象となりません。

3 空き店舗を活用する場合、取得と賃借どちらも対象となりますか

取得、賃借のいずれも対象となります。

ただし、取得の場合は施設の敷地となる土地の取得・使用・造成・補償に要する経費、賃借の場合は敷金や保証金等は対象となりません。

4 商店街等組織と民間事業者の連携体での申請の場合、両者間での受・発注は補助対象となりますか

商店街等組織と民間事業者の両者は各々事業の企画・運営等にあたることとなり、いわば事業の実施主体となります。このため、事業の実施主体内での受・発注にあたるものは補助対象となりません。

5 地方公共団体からの補助金を受けることは可能ですか

国からの補助金部分と重複して交付されない限りにおいては、地方公共団体からの補助金を受けることは可能です。地方公共団体の支援策については、内容等を事前に十分に

確認するようにしてください。

6 消費税は補助の対象となりますか

消費税等は補助対象経費として計上できますが、確定申告時に煩雑な業務が発生するため、あらかじめ補助対象経費から除外しておくこととしています。ただし、一部事業者によっては、消費税等を補助対象経費に含めて補助金額を算定することが可能です（詳しくは募集要領23ページをご確認ください）。

7 景品は補助の対象となりますか

原則として景品は補助対象外です。なお、抽選会等の実施については、地域外や日常の需要以外から新たな需要を取り込み、消費の喚起につながる事業として説明可能である場合には対象となります。

8 応募申請書や交付申請書を作成する経費は補助対象となりますか

当該事業の提出書類（応募申請書や交付申請書等）の作成にかかる経費は補助対象となりません。

9 施設整備等に係る設計費、測量試験費は補助の対象となりますか

施設整備等に係る設計費、測量試験費は補助対象となりません。

10 補助事業に要する経費について、消費税率はどのように記載すれば良いですか

補助事業に要する経費については、消費税率が10%に引き上げられたものとして記載してください。

なお、消費税率の引き上げについてご不明な点がございましたら、国税局又は税務署までお問い合わせください。

また、消費税の軽減税率制度については、消費税軽減税率電話相談センター（軽減コールセンター）までお問い合わせください。

（電話番号（ナビダイヤル）：0570-030-456）

IV 申請手続き等について

1 目標数値にはどのようなものを設定するのですか

「売上高」を必ず設定してください。

2 売上高はどのように把握すれば良いですか

売上高の把握方法については、原則、商店街等を構成する半数以上の店舗（組織加入の有無は問いません）の売上高の総計としてください。

なお、売上高の総計を推計して計上することは出来ません。

また、補助事業終了後の事業実施効果報告に当たっても、事業実施前と比較できるように必ず同様の手法（把握方法等）を用いてください。

3 商店街連合会や商工会、商工会議所は、売上高の把握をどのように把握すれば良いでしょうか

消費創出事業の実施によって、消費喚起効果を生じさせる対象としたい商店街等の売上高を把握してください。複数の商店街等を消費喚起効果の対象としたい場合には、そのすべての商店街等の売上高を把握する必要があります。

4 目標数値は出来るだけ高く設定したほうが良いですか

事業実施前の売上高を基に、近年の増加・減少の推移等を考慮した上で、事業実施効果として適正な数値を設定していただき、出来る限り向上するよう努めてください。

なお、事業終了後、交付決定の通知を受けた日の属する国の会計年度及びその年度の終了後5年間、事業実施効果報告を提出していただきます。目標数値を達成した場合には実施事業の成功要因等を、未達成の場合にはその後の具体的な対応策を報告していただきます。

5 「補助事業後取組計画」の提出は必須ですか（令和元年5月23日訂正）

本事業の申請においては「補助事業後取組計画」の内容についても審査の対象としているため、必須となります。計画の実施期間は、補助事業の完了した日に属する国の会計年度 **及び**その終了後2年以上5年以内の範囲内でご記載ください。

なお、補助対象である商店街等の事業計画であることが必要で、市区町村が策定する総合計画等をそのまま引用し代替することはできません。

6 「補助事業後取組計画」に記載する定量的な指標は、売上高のみでも可能ですか

「補助事業後取組計画」に記載する定量的な指標は、売上高のみでも可能ですが、発

現期待される効果について、歩行者通行量などの売上高以外の指標を用いて記載いただいても構いません。

7 地方公共団体による「支援計画書」がないと対象にならないのですか

本事業は地方公共団体の積極的な関与を求めており、地方公共団体による「支援計画書」の提出を必須としています。「支援計画書」がない場合は書類不備となり対象にはなりません。

8 「支援計画書」は都道府県、市区町村どちらのものを提出すれば良いですか

都道府県、市区町村のどちらからの「支援計画書」を提出していただいても構いません。（都道府県、市区町村どちらも提出いただく必要はなく、どちらか一方で構いません。）

また、商店街等組織が市区町村を跨ぐ場合や、市区町村を跨いだ複数の商店街等組織による連名の申請の場合は、それぞれの商店街等組織の存する市区町村又は都道府県からの「支援計画書」が必要となります。

9 提案書に記載する地域の観光入れ込み客数、観光客の消費動向、観光客の行動範囲のデータ等の活用とはどのようなデータでしょうか

周辺地域のインバウンド・観光等の域外需要を示す根拠として、自立促進調査分析事業での調査結果や、地方公共団体やDMO等が実施している地域の観光需要に関するニーズ調査、マーケティング調査等の結果、観光庁発表の統計データ等が考えられます。

10 提案書に記載する「商店街等を構成する店舗数」のうち「業種構成」ですが、加盟店以外は詳細を把握していないため、割合によって業種構成を記載しても良いですか

商店街を構成する店舗の業種構成については、具体的に店舗数によって記載できない場合、大まかな構成割合によって記載いただいても構いません。

11 チェックリストに記載がある「別添6 商店街等組織の合意形成を証する資料」とは、どのような資料を提出すれば良いですか

申請事業の実施について、商店街等組織として合意していることが確認できる総会議事録の写しや理事会議事録の写し等の書類を提出してください。

なお、ここでいう合意形成を証する資料とは、商店街等組織と民間事業者の間における

合意を形成したことを証する資料ではありません。

V 交付決定後の手続きについて

1 交付決定後、すぐに事業着手することができないのですか

応募申請が採択され、交付決定通知を受領した後、まず専門家派遣事業を実施いただきます。消費創出事業は、専門家派遣事業の実施した旨の報告を所轄の経済産業局に報告いただき、経済産業局から消費創出事業の開始の通知を受領した後に実施いただきます。

このため、交付決定通知を受領した後は、まずは専門家へ委嘱依頼をいただき、専門家派遣事業を開始していただくことになります。

2 専門家派遣事業を実施した後、事業を見直さなければならないのですか

専門家派遣事業は、消費創出事業の事業計画や補助事業後取組計画に対して、指導・助言を得て、消費喚起効果や実効性を高めるための事業です。このため、指導・助言に基づいて、申請者において事業計画の改善を検討いただき、消費創出事業や補助事業後取組計画に反映いただくことが必要です。

3 複数の事業を行う場合、専門家派遣事業を実施した旨の報告書は事業毎に提出しなければならないのですか

専門家派遣事業を実施した旨の報告書については、1つの交付決定につき、原則1回の提出で構いません。なお、事業の性質上、分割して報告通知することが必要な場合には、分割していただいても構いません。

VI その他

1 補助対象事業はいつまでに完了すれば良いですか

補助対象事業は平成32年（2020年）3月31日（火）までに完了するものに限ります。

2 交付決定日前に事業を開始した場合も対象となりますか

交付決定日前に事業を開始した場合（発注、注文、契約等）は、その経費は対象外となります。

3 補助金申請に当たり「地域商店街活性化法」による認定のメリットはありますか

「地域商店街活性化法（商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律）」の認定計画に基づく事業を実施する場合は、採択の審査において加点することとします。

4 補助金申請に当たり「中心市街地活性化基本計画」「地域再生計画」の位置づけられていることによるメリットはありますか。

「中心市街地活性化基本計画」「地域再生計画」の認定計画に基づく事業を実施する場合は、採択の審査において加点することとします。

5 補助金申請に当たり「地域商業自立促進事業（調査分析事業）」を行ったことによるメリットはありますか。

「地域商業自立促進事業（調査分析事業）」等の独自に行った調査結果を活用するなどの場合は、採択の審査において加点することとします。

6 事業終了後、数年間にわたり実施効果を報告する必要があるのですか

事業実施効果を適切に把握するため、事業終了後、交付決定の通知を受けた日の属する国の会計年度及びその年度の終了後5年間、必ず事業実施効果を報告していただく必要があります。

また、経済産業局長の求めがあった場合には、補助事業に係る事業効果の詳細な内容等について報告しなければなりません。

以上